ドバイの日常生活において注意すべきルールの一例

令和4年10月12日 在ドバイ日本国総領事館

【ポイント】

- ●当地では、ビジネス環境や対外的なイメージを良好に保つため、当地特有の厳格なルール が整備されています。
- ●野次馬行為、事故現場等の無断撮影やSNS掲載、公道等での洗車等、日本では処罰されることはないと考えられる行為であっても、当地では処罰の対象となる可能性があるものもあります。
- ●当地のルールを正しく理解し、無用なトラブルに巻き込まれないよう注意してください。

【本文】

以下の行為は、UAE国内で処罰(身柄拘束や罰金)の可能性があるとして新聞等で報道されているものです。当地のルールを正しく理解し、無用なトラブルに巻き込まれないよう注意してください。

1 事故現場に群がる行為

事故現場に群がるいわゆる野次馬行為は処罰の対象となる可能性があります。事故現場に群がった多数の人に1人1,000ディルハムの罰金が科せられたケースがあります。

(罰則) 1,000 ディルハムの罰金

2 事故や災害の被害状況を撮影する行為

当事者や関係者の同意を得ることなく、事故や災害で負傷した人、亡くなった人、被害に遭った人を撮影する行為は処罰の対象となる可能性があります。また、当事者や関係者の同意を得ることなく、これらの写真を他人に送信する行為や公にする行為も処罰の対象となる可能性があります。

(罰則) 6ヶ月以上の拘留、15万ディルハム以上50万ディルハム以下の罰金

3 乱闘の様子を撮影し、公にする行為

市民に恐怖を与えたり、公共の安全や秩序を害するとみなされる情報を発信する行為は処罰の対象となる可能性があります。公共の場で乱闘した当事者らに加えて、乱闘の様子を撮影した映像をSNS上に公開した人物も逮捕されたケースがあります。

(罰則) 1年以上の拘留、10万ディルハム以上の罰金

4 路上で洗車する行為

指定された区域外(公道等)で洗車する行為は処罰の対象となる可能性があります。毎年、多くの市民が罰金を科せられているそうです。

(罰則) 500 ディルハムの罰金

5 車を汚れた状態で放置する行為

砂埃等で汚れた車を洗車せず放置する行為は処罰の対象となる可能性があります。 (罰則) 500 ディルバムの罰金

6 他人を罵る行為

表立って他人を罵る行為は処罰の対象となる可能性があります。メッセンジャーアプリ上で婚約者を「バカ (idiot)」と罵った男性が 60 日間の拘留と 2 万ディルハムの罰金を科せられたケースがあります。

(罰則) 1年以下の拘留、2万ディルハム以下の罰金